

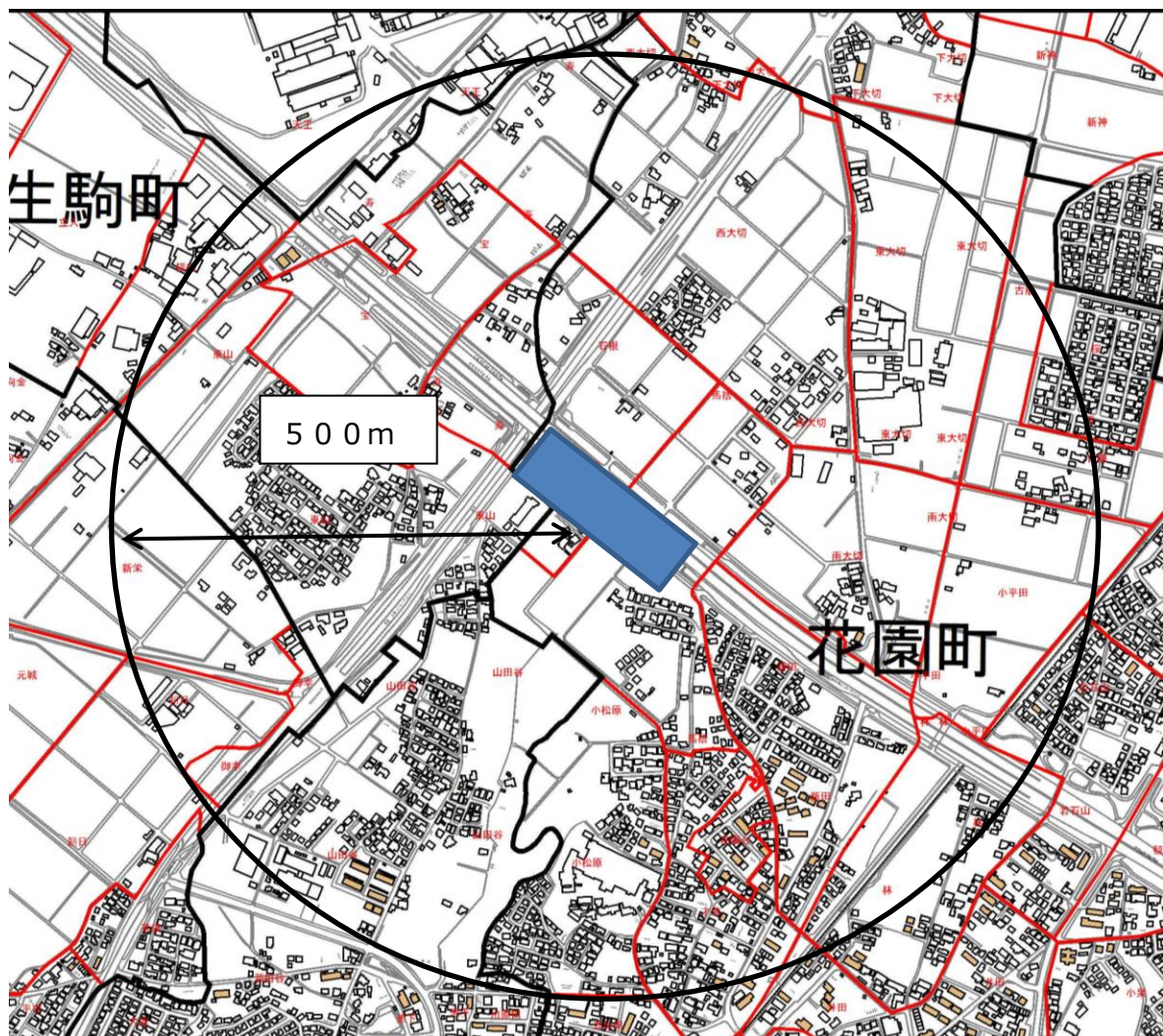
1 土壌汚染等調査結果について

土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質のうち、「ふっ素及びその化合物」が、7区画で土壌溶出量基準を超過しました。

<土壌>

物質名	土壌溶出量基準 (単位：mg/L)	検出結果 (単位：mg/L)	超過区画 ／調査区画
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.1～2.2 【最大 2.75 倍】	7 / 16

2 周辺地図



■：土壌汚染発見場所

※ 市は、発見場所から半径 500m 程度の範囲において、飲用井戸の状況や地下水汚染状況の確認を行う。

3 問合せ先（工事内容に関すること）

担当：愛知県豊田加茂建設事務所 道路整備課 久保・小川

電話：0565-35-9321

4 化合物の健康影響について

<ふっ素及びその化合物>

毒性	ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、軽度の斑状歯が発生することが報告されており、1.4 mg/L以上の濃度を取り込むことで、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。 ふっ化水素の発がん性について、国際がん研究機関（IARC）は評価していません。
体内への吸収と排出	人がふっ素を体内に取り込む可能性があるのは、飲み水や食物などによると考えられます。体内に取り込まれた場合は、甲状腺、動脈、腎臓では高濃度で分布し、尿に含まれて排せつされますが、骨や歯に吸収されたふっ素はほぼ100%がその場所に沈着します。

2012 年度版化学物質ファクトシート（環境省環境保健部環境安全課）より部分抜粋